

「廃棄物の発生抑制等による良好な環境の確保に関する条例」案は、青山貞一（武蔵工業大学環境情報学部教授、2009年4月1日より東京都市大学と名称改称）、梶山正三（弁護士、理学博士）、北村喜宣（上智大学法学部教授）の3名が田中康夫長野県知事（当時）の命を受け、地域主権、循環型社会構築の観点から廃棄物処理法を抜本的に見直し立案した条例案である。県議会の反対により最終的に条例化はできなかったが、ぜひとも他の都道府県そして国の廃棄物処理法に内容を反映してもらいたいと祈念している。その場合には、ぜひ一報をいただければ幸甚である。

2009年9月4日 文責：青山貞一

aoyama@eritokyo.jp aoyama@tcu.ac.jp

廃棄物の発生抑制等による良好な環境の確保に関する条例案

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 廃棄物発生抑制・資源化計画（第7条—第10条）
- 第3章 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関する計画の協議（第11条—第16条）
- 第4章 廃棄物等の処理施設の設置に関する届出（第17条—第25条）
- 第5章 環境モニタリング（第26条—第28条）
- 第6章 産業廃棄物等の保管及び処理に関する基準等（第29条—第32条）
- 第7章 行政権限発動請求権及び違法活動通報制度（第33条・第34条）
- 第8章 県民環境協議会（第35条—第39条）
- 第9章 長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会（第40条—第49条）
- 第10章 雑則（第50条—第55条）
- 第11章 罰則（第56条—第59条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を徹底して抑制し、並びに廃棄物の再使用、資源化及び適正処理を行い、廃棄物に起因する環境負荷をできる限り低減すること等により、自然環境及び生活環境の破壊及び汚染の防止を図り、もって良好で豊かな環境を保全するとともに、県民の健康及び安全で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

- (3) 一般廃棄物処理施設 法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設及び最終処分場に限る。）をいう。
 - (4) 産業廃棄物処理施設 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
 - (5) 準廃棄物 本来の用途を廃された物のうち、廃棄物であることが明らかな物以外のものであって、不適正な処理が行われるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。
- 2 この条例にいう「県民」には、県内の土地又は建築物その他の工作物（第 31 条第 1 項において「建築物等」という。）の所有者並びに使用及び収益を目的とする権利を有する者を含むものとする。

（県の責務）

第 3 条 県は、廃棄物の発生抑制並びに再使用、資源化及び適正処理（以下「廃棄物の発生抑制等」という。）に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、自ら率先して廃棄物の発生抑制等に努めるものとする。
- 3 県は、県民、市町村及び事業者による廃棄物の発生抑制等への取組等を促進するため、廃棄物の発生抑制等に関する情報提供及び技術支援その他の支援を行うとともに、市町村と密接な連携を図るものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者のうち製造を業とする者（第 7 条第 2 項第 6 号において「製造事業者」という。）は、製品、容器等の製造及び設計に当たり、次に掲げる事項について積極的に努めるとともに、その製造する製品、容器等に係る廃棄物の発生抑制等に資する情報を積極的に開示するよう努めなければならない。

- (1) 当該製品、容器等をできる限り長期間使用できるものとする。
 - (2) 当該製品、容器等を再使用又は資源化が容易であるものとする。
 - (3) 当該製品、容器等が廃棄物となった場合に当該廃棄物に起因する環境負荷ができる限り軽減されるものとする。
- 2 事業者のうちその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずることとなるもの（以下「排出事業者」という。）は、当該産業廃棄物に起因する自然環境及び生活環境の破壊及び汚染を防止するよう努めるとともに、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者のうち廃棄物の処理を業とするものは、当該廃棄物の処理に起因する自然環境及び生活環境の破壊及び汚染を防止するよう努めるとともに、その処理に要する費用及び処理の方法その他その処理に関する情報について積極的に開示するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、県及び市町村が実施する廃棄物の発生抑制等に関する施策に協力しなければならない。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、再生品の使用に努めるとともに、できる限り廃棄物を生じさせないように努め、及び廃棄物を生じさせる場合にはその分別に努めなければならない。

- 2 県民は、県及び市町村が実施する廃棄物の発生抑制等に関する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第 6 条 土地の所有、占有又は管理（以下この条及び第 34 条第 2 項において「所有等」という。）

をする者は、その所有等をする土地において廃棄物の不法投棄又は不適正な処理が行われないうために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 廃棄物発生抑制・資源化計画

(廃棄物発生抑制・資源化計画)

第7条 知事は、廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を図るための計画（以下「廃棄物発生抑制・資源化計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物発生抑制・資源化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物発生抑制・資源化計画の策定の年以降おおむね 20 年間における、廃棄物の発生抑制及び資源化並びに廃棄物の中間処理量及び最終処分量の低減のための戦略及びその戦略に基づく施策の概要
- (2) 各年度における廃棄物の発生量の予測に関する事項
- (3) 各年度における廃棄物の発生量の削減目標値
- (4) 各年度における廃棄物の資源化をする量の目標値
- (5) 既存の中間処理施設及び最終処分場を有効活用するために必要な事項
- (6) 製造事業者が引き取り処理すべき廃棄物に関する事項
- (7) 事業者に対する廃棄物の発生抑制に関する施策への協力要請に関する事項
- (8) 廃棄物の発生抑制及び資源化の促進に関し、知事と事業者が締結する協定に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の発生抑制及び資源化に関し必要な事項

3 前項第2号及び第3号に掲げる事項は、一般廃棄物及び産業廃棄物についてそれぞれ定めるものとし、産業廃棄物にあつては主要な種類のものについても定めるものとする。

4 知事は、廃棄物発生抑制・資源化計画を定めようとするときは、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、廃棄物発生抑制・資源化計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(改定)

第8条 知事は、廃棄物発生抑制・資源化計画について、おおむね3年ごとに改定を行うほか、随時その内容の検討を行い、必要があると認めるときは、その都度改定を行うものとする。

2 前条第4項及び第5項の規定は、廃棄物発生抑制・資源化計画の改定について準用する。

(改定の請求)

第9条 県民は、規則で定めるところにより、その50人以上の者の連署をもって、その代表者から、知事に対し、廃棄物発生抑制・資源化計画の改定を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があつたときは、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の意見を聴いて、廃棄物発生抑制・資源化計画の改定の必要の有無を決定し、当該請求に係る代表者に対し、その旨及び改定を行わない旨の決定をした場合にはその理由を通知しなければならない。

(目標の達成状況の把握等)

第10条 知事は、廃棄物発生抑制・資源化計画の目標の達成状況を把握するため、毎年、廃棄物の発生量、処理量及び処理の方法その他必要な事項について調査を行い、その結果を長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会に報告し、及び公表するものとする。

2 長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会は、前項の報告を受けた場合において、廃棄物発生抑制・資源化計画の改定の必要があると認めるときは、その旨の意見を述べることができる。

第3章 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関する計画の協議

(計画協議対象施設を設置しようとする者の配慮すべき事項)

第 11 条 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（以下「計画協議対象施設」という。）を設置しようとする者は、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 当該計画協議対象施設を設置しようとする場所（以下この条において「計画協議対象施設の候補地」という。）におけるその設置が法令の規定に違反していないかどうか事前に確認するとともに、その周辺における他の計画協議対象施設、公共施設その他の規則で定める施設の立地状況を勘案して、当該計画協議対象施設の候補地を選定すること。
- (2) 当該計画協議対象施設の候補地の周辺の環境の保全に支障を及ぼさないこと。
- (3) 災害により当該計画協議対象施設の損壊等が生じた場合に環境への影響が最小限となるよう必要な措置を講ずること。
- (4) 当該計画協議対象施設の設置の計画の内容を地域住民に十分説明し、及び当該計画協議対象施設の維持管理に関し地域住民の意見を取り入れること。
- (5) 当該計画協議対象施設に関する情報公開を積極的に行うこと。
- (6) 当該計画協議対象施設の設置の計画について廃棄物発生抑制・資源化計画との整合を図ること。

(設置に関する計画の協議)

第 12 条 計画協議対象施設を設置しようとする者は、法第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の規定による許可の申請又は法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出をする前に、その設置に関する計画について、知事に協議をしなければならない。

2 前項の協議は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書を提出してしなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 計画協議対象施設の候補地
- (3) 計画協議対象施設の種類
- (4) 計画協議対象施設において処理する廃棄物の種類
- (5) 計画協議対象施設の処理能力（計画協議対象施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）の概要
- (6) 計画協議対象施設の構造等の概要
- (7) 計画協議対象施設における廃棄物の種類ごとの処理計画量
- (8) 計画協議対象施設の候補地の周辺における前条第 1 号に規定する規則で定める施設の設置状況
- (9) 前条の規定により配慮した事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項の協議書には、当該協議書に係る計画協議対象施設の候補地の周辺の地形図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、第 1 項の協議があったときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 知事は、第 1 項の協議があったときは、当該協議をした者に対し、前条に掲げる事項を勘案して作成する意見書の送付により、その意見を述べるものとする。この場合においては、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、前項の意見書の内容を公表しなければならない。

7 第1項の協議は、当該協議に係る第5項の意見書を当該協議をした者が受領したことをもって終了する。

(意見書を受領した者の計画協議対象施設に関する変更の協議)

第13条 前条第5項の意見書を受領した者は、当該受領した日から当該意見書に係る計画協議対象施設が竣工するまでの間に当該計画協議対象施設に係る前条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、同条第1項の協議をしなければならない。ただし、その変更が当該意見書の内容に沿った変更及び規則で定める軽微な変更である場合は、この限りでない。

(法に基づく許可申請書の提出等をしていない者の計画協議対象施設の設置に関する協議)

第14条 第12条第1項の協議が終了してから3年が経過する日までに、当該協議に係る計画協議対象施設の設置に係る法第8条第2項若しくは第15条第2項の許可申請書の提出又は法第9条の3第1項の届出をしていない者は、当該設置に係る工事に着手する前に、第12条第1項の協議をしなければならない。

2 前項に規定する者が同項に規定する期間内に当該計画協議対象施設の設置について環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)に基づく環境影響評価を行っている場合における第12条第3項及び第5項の規定の適用については、同条第3項中「書類」とあるのは「書類(知事が添付を要しないものと認める書類を除く。)」と、同条第5項中「聴かなければならない」とあるのは「聴くことができる」とする。

(計画協議対象施設を設置した者の計画協議対象施設に関する変更の協議)

第15条 計画協議対象施設を設置した者は、当該計画協議対象施設について次に掲げる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、第12条第1項の協議をしなければならない。

(1) 当該計画協議対象施設が一般廃棄物処理施設である場合にあつては、法第9条第1項本文に規定する事項の変更(当該計画協議対象施設が焼却施設及び最終処分場以外のものである場合にあつては、同項ただし書に規定する軽微な変更を除く。)

(2) 当該計画協議対象施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、法第15条の2の5第1項本文に規定する事項の変更(当該計画協議対象施設が焼却施設、ポリ塩化ビフェニル処理施設及び最終処分場以外のものである場合にあつては、同項ただし書に規定する軽微な変更を除く。)

2 前項の場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「法第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による許可の申請又は法第9条の3第1項の規定による届出をする前に」とあるのは、「当該計画協議対象施設の変更に係る工事に着工する前であり、かつ、当該変更が法第9条第1項若しくは第15条の2の5第1項の規定による許可の申請又は法第9条の3第7項の規定による届出を要する場合には当該申請又は届出の前に」とする。

(勧告)

第16条 知事は、第12条第1項の協議をする前に、計画協議対象施設について次に掲げる行為をした者に対し、当該協議をするよう勧告することができる。

(1) 当該計画協議対象施設の設置又は変更に係る法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の規定による許可の申請又は法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 知事は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、そ

の旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 廃棄物等の処理施設の設置に関する届出

(設置に関する届出)

第17条 次に掲げる施設のうち計画協議対象施設以外の施設で規則で定めるもの（以下「届出対象施設」という。）を設置しようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- (1) 法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者（以下この条及び第52条において「産業廃棄物処分業者」という。）が産業廃棄物の処分の用に供する施設及び法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（以下この条及び第52条において「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）が法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下この条及び第52条において「特別管理産業廃棄物」という。）の処分の用に供する施設
- (2) 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者（第52条において「産業廃棄物収集運搬業者」という。）が産業廃棄物の収集又は運搬に伴いその積替え又は保管をする施設及び法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（第52条において「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）が特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に伴いその積替え又は保管をする施設
- (3) 工作物の新築、改築又は除去に伴い発生する産業廃棄物を自ら処理するための施設
- (4) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の中間処理後の残さを自ら処理する施設

2 前項の届出は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出対象施設を設置する事業場の所在地及び名称
- (3) 届出対象施設の種類
- (4) 届出対象施設において処理又は積替え若しくは保管（第25条第2項第4号において「処理等」という。）をする産業廃棄物の種類
- (5) 届出対象施設の処理能力
- (6) 届出対象施設の位置、構造等
- (7) 届出対象施設における維持管理に関する事項
- (8) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

3 第1項の届出には、当該届出に係る届出対象施設の周辺の環境に配慮した事項を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の届出があったときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(経過措置)

第18条 一の施設が届出対象施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日までに、規則で定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる施設 法第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の更新の申請をする日（その日までに法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可を受けようとする場合にあっては、当該許可の申請をする日）
- (2) 前条第1項第3号又は第4号に掲げる施設 当該施設が届出対象施設となった日から起算し

て3月を経過する日

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(届出対象施設の種類等の変更の届出)

第19条 第17条第1項又は前条第1項の届出をした者は、当該届出に係る届出対象施設について、第17条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(変更命令及び廃止命令)

第20条 知事は、第17条第1項又は前条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る届出対象施設が規則で定める構造に係る技術上の基準又は第17条第2項第7号に掲げる事項が第24条第1項に規定する規則で定める維持管理に関する技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出があった日から60日以内に、当該届出をした者に対し、第17条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に関する計画の変更(前条第1項の届出に係る計画の廃止を含む。)又は第17条第1項の届出に係る届出対象施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第21条 第17条第1項の届出をした者又は第19条第1項の届出をした者は、当該届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る届出対象施設を設置し、又は当該届出に係る第17条第2項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしてはならない。

- 2 知事は、第17条第1項又は第19条第1項の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、30日の範囲内において、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第22条 第17条第1項又は第18条第1項の届出をした者は、当該届出に係る第17条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更があったとき又は当該届出に係る届出対象施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第23条 第17条第1項又は第18条第1項の届出をした者から当該届出に係る届出対象施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出対象施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第17条第1項又は第18条第1項の届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る届出対象施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出対象施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第17条第1項又は第18条第1項の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(維持管理に関する技術上の基準)

第24条 届出対象施設を設置している者は、届出対象施設の維持管理に当たっては、規則で定める維持管理に関する技術上の基準を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が届出対象施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設については、当該施設が届出対象施設となった日から6月間は、適用しない。

3 知事は、届出対象施設を設置している者が前項の規定に違反しているとき、その者に対し、期限を定めて当該届出対象施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該届出対象施設の使用の停止を命ずることができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

(準廃棄物処理施設の設置に関する届出等)

第25条 次に掲げる施設のうち計画協議対象施設及び届出対象施設以外の施設で規則で定めるもの(以下「準廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- (1) 準廃棄物(自ら生じさせたものを除く。)の処分の用に供する施設
- (2) 準廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が準廃棄物の収集又は運搬に伴いその積替え又は保管をする施設
- (3) 工作物の新築、改築又は除去に伴い発生する準廃棄物を自ら処理するための施設
- (4) 事業場に設置する準廃棄物を焼却する施設(第1号及び第3号に掲げる施設を除く。)

2 前項の届出は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 準廃棄物処理施設を設置する事業場の所在地及び名称
- (3) 準廃棄物処理施設の種類
- (4) 準廃棄物処理施設において処理等をする準廃棄物の種類
- (5) 準廃棄物処理施設の処理能力
- (6) 準廃棄物処理施設の位置、構造等
- (7) 準廃棄物処理施設における維持管理に関する事項
- (8) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

3 第17条第3項及び第4項並びに第18条から第23条までの規定は、第1項の届出及び当該届出をした者について準用する。この場合において、第17条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第25条第1項」と、第18条第1項中「次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日までに」とあるのは「当該施設が準廃棄物処理施設となった日から3月以内に」と、「前条第2項各号」とあるのは「第25条第2項各号」と、同条第2項中「前条第3項及び第4項」とあるのは「第25条第3項において準用する前条第3項及び第4項」と、「前項」とあるのは「第25条第3項において準用する前項」と、第19条第1項中「第17条第1項又は前条第1項」とあるのは「第25条第1項又は同条第3項において準用する前条第1項」と、「第17条第2項第3号から第7号まで」とあるのは「第25条第2項第3号から第7号まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第25条第3項において準用する前項」と、第20条中「第17条第1項又は前条第1項」とあるのは「第25条第1項又は同条第3項において準用する前条第1項」と、「第17条第2項第7号」とあるのは「第25条第2項第7号」と、「第24条第1項」とあるのは「第25条第4項」と、「第17条第2項第3号から第7号まで」とあるのは「第25条第2項第3号から第7号まで」と、「前条第1項の届出に係る」とあるのは「第25条第3項において準用する前条第1項の届出に係る」と、「第17条第1項の」とあるのは「第25条第1項の」と、第21条第1項中「第17条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「第19条第1項」とあるのは「同条第3項において準用する第19条第1項」と、「第17条第2項第3号から第7号ま

で」とあるのは「第 25 条第 2 項第 3 号から第 7 号まで」と、同条第 2 項中「第 17 条第 1 項又は第 19 条第 1 項」とあるのは「第 25 条第 1 項又は同条第 3 項において準用する第 19 条第 1 項」と、「前項」とあるのは「第 25 条第 3 項において準用する前項」と、第 22 条中「第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項」とあるのは「第 25 条第 1 項又は同条第 3 項において準用する第 18 条第 1 項」と、「第 17 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号」とあるのは「第 25 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号」と、第 23 条第 1 項及び第 2 項中「第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項」とあるのは「第 25 条第 1 項又は同条第 3 項において準用する第 18 条第 1 項」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 25 条第 3 項において準用する前 2 項」と、「第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項」とあるのは「第 25 条第 1 項又は同条第 3 項において準用する第 18 条第 1 項」と読み替えるものとする。

- 4 準廃棄物処理施設を設置している者は、準廃棄物処理施設の維持管理に当たっては、規則で定める維持管理に関する技術上の基準を遵守しなければならない。
- 5 前項の規定は、一の施設が準廃棄物処理施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設については、当該施設が準廃棄物処理施設となった日から 6 月間は、適用しない。
- 6 知事は、第 1 項又は第 3 項において準用する第 18 条第 1 項の届出をした者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出に係る準廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該準廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。
- 7 第 5 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、第 5 項中「前項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

第 5 章 環境モニタリング

（環境モニタリングの請求）

第 26 条 県民及び県民環境協議会は、規則で定めるところにより、知事に対し、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設及び準廃棄物処理施設の設置場所並びに廃棄物の不法投棄又は廃棄物若しくは準廃棄物の不適正な処理が行われたと認められる場所の周辺の環境について、次に掲げる環境要素に係る項目についての調査（以下「環境モニタリング」という。）の実施を請求することができる。

- (1) 大気質
 - (2) 騒音
 - (3) 振動
 - (4) 悪臭
 - (5) 水質
 - (6) 土壌
 - (7) 生態系
- 2 知事は、前項の環境モニタリングの実施の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に、その緊急性、環境に及ぼす影響の程度及び環境モニタリングに係る予算を勘案し、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の意見を聴いて、環境モニタリングの実施の必要の有無を決定しなければならない。
 - 3 知事は、前項の決定をしたときは、第 1 項の環境モニタリングの実施の請求をした者（以下この章において「実施請求者」という。）並びにその決定が実施する旨の決定である場合にあつて

はその実施する場所に設置されている施設の設置者及びその実施する場所の土地所有者（以下この章において「施設設置者等」という。）に対し、それぞれその旨を通知しなければならない。

（方法の決定）

第 27 条 知事は、環境モニタリングを実施する旨の決定をしたときは、環境モニタリングを行う方法について、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の意見を聴いて、次に掲げる事項を記載した書類（以下この条において「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 環境モニタリングの実施の目的
- (2) 環境モニタリングの実施場所及びその周辺の概況
- (4) 環境モニタリングを実施する項目及びその手法
- (5) 環境モニタリングの実施予定年月日

2 知事は、方法書を作成したときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該方法書を当該公告の日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日から起算して 15 日を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

4 知事は、前項の意見に配慮して、環境モニタリングを実施する方法を定めなければならない。この場合において、その定めようとする方法が方法書に記載された方法と異なるものであるときは、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、前項の規定により環境モニタリングを実施する方法を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

（実施）

第 28 条 知事は、環境モニタリングを実施する旨の決定をしたときは、その実施をしないことについて相当の理由がある場合を除き、環境モニタリングを実施するものとする。

2 実施請求者は、規則で定めるところにより、知事が実施する環境モニタリングの項目について、当該環境モニタリングの手法と同様の手法により、環境モニタリングを実施しなければならない。

3 施設設置者等は、規則で定めるところにより、知事が実施する環境モニタリングの項目について、当該環境モニタリングの手法と同様の手法により、環境モニタリングを実施することができる。

4 県は、実施請求者及び施設設置者等に対し、予算の範囲内において、前 2 項の規定によりこれらの者が実施する環境モニタリングに要する費用の一部を補助することができる。

5 実施請求者及び施設設置者等は、第 2 項及び第 3 項の規定により環境モニタリングを実施したときは、その結果を知事に報告しなければならない。

6 知事は、その実施した環境モニタリングの結果を実施請求者及び施設設置者等に通知するとともに、その内容を前項の規定により報告された環境モニタリングの結果の内容と併せて公表しなければならない。

7 知事は、環境モニタリングの結果を勘案して必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第 6 章 産業廃棄物等の保管及び処理に関する基準等

（産業廃棄物等の保管及び処理に関する基準）

第 29 条 事業者は、産業廃棄物の保管又は処理をするときは、規則で定める産業廃棄物の保管及

び処理に関する基準を遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、期限を定めて同項の基準を遵守することを命ずることができる。

3 前2項の規定は、事業者が準廃棄物の保管又は処理をする場合について準用する。

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第30条 その事業活動に伴い生ずる前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1000トン未満である事業場を県内に設置している事業者(次項において「準多量排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、毎年、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

(解体廃棄物に関する届出)

第31条 建築物等の全部又は一部を解体する建設工事のうち、規則で定めるもの(以下「解体工事」という。)の発注者又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者は、解体工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(1) 解体する建築物等の名称及び所在地

(2) 解体工事により発生する産業廃棄物(以下「解体廃棄物」という。)の量の見込み並びに当該解体廃棄物の中間処理、埋立て及び再資源化(以下この条において「中間処理等」という。)を行う量の見込み及びその方法

(3) 解体廃棄物を処理する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 解体廃棄物の中間処理等を行う施設の所在地

(5) 解体廃棄物の中間処理等の完了予定年月日

(6) 解体廃棄物の中間処理等に要する費用の概算額

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る同項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該届出に係る解体工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前2項の届出があった場合において、当該届出に係る解体廃棄物の不法投棄又は不適正な処理が行われるおそれ又は当該解体廃棄物の中間処理等が法の規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該届出があった日から7日以内に限り、当該届出をした者に対して、当該届出に係る解体工事の請負契約の内容の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第1項又は第2項の届出をした者は、当該届出に係る解体工事が完了した時点における解体廃棄物の中間処理等の状況その他規則で定める事項について、当該解体工事の完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

5 第1項又は第2項の届出をした者は、当該届出に係る解体廃棄物の中間処理等の状況について、当該中間処理等の終了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。ただし、当該報告をすべき内容が前項の報告の内容と同様である場合にあっては、この限りでない。

(排出事業者に対する勧告等)

第 32 条 知事は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託した事業者が当該産業廃棄物の不法投棄又は不適正な処理を行ったときは、当該処理を委託した排出事業者に対し、期限を定めて当該不法投棄又は不適正な処理が行われた産業廃棄物に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告をした場合において、当該勧告に係る排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合においては、当該排出事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、前項の公表をした場合において、当該公表に係る排出事業者が、当該勧告に従わず、かつ、当該勧告に係る産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなかったと認めるときは、必要な限度において、当該排出事業者に対し、当該産業廃棄物の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 7 章 行政権限発動請求権及び違法活動通報制度

(行政権限発動請求権)

第 33 条 県民及び県民環境協議会は、廃棄物又は準廃棄物の適正な処理が行われていないと認める場合において、知事が行政処分、報告の徴収又は立入検査（以下この条において「行政処分等」という。）を行うべきものと判断するときは、規則で定めるところにより、知事に対し、行政処分等を行うべき旨の請求（以下この条において「行政権限発動請求」という。）をすることができる。

2 知事は、行政権限発動請求があったときは、当該行政権限発動請求のあった日から 30 日以内に、行政処分等を行うかどうかについて決定しなければならない。

3 知事は、前項の決定をしたときは、その旨及びその理由を、当該決定に係る行政権限発動請求をした者に通知するとともに、公表しなければならない。

4 知事は、第 2 項の決定をしたときは、当該決定に係る行政処分等を行わないことについて相当の理由がある場合を除き、遅滞なく、当該行政処分等を行うものとする。

(違法活動通報制度)

第 34 条 排出事業者から廃棄物の処理を受託した者の従業者は、当該受託に係る廃棄物について、不法投棄若しくは不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、当該排出事業者及び知事に対し、その旨及びその内容を報告しなければならない。

2 土地の所有等をする者は、その所有等をする土地において、廃棄物の不法投棄若しくは不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、知事に対し、その旨及びその内容を報告しなければならない。

3 知事は、前 2 項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、関係市町村長その他の関係機関に対し、速やかに、当該報告の内容を連絡するものとする。

4 使用者は、その従業者が第 1 項の報告をしたことを理由として、当該従業者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第 8 章 県民環境協議会

(認定)

第 35 条 知事は、県民と協働して廃棄物の発生抑制等に関する施策の推進を図るため、次条各号

に掲げる活動の全部又は一部を適正かつ確実に行うことができると認められ、かつ、特定の個人又は団体の利益を図ることを目的としないことその他規則で定める要件に該当するものを、その申請により、県民環境協議会として認定することができる。

2 知事は、前項の認定をしたときは、当該認定に係る県民環境協議会の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

(活動)

第 36 条 県民環境協議会は、次の各号（長野市の区域において活動するものにあつては、第 4 号を除く。）に掲げる活動の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の処理又は産業廃棄物処理施設若しくは一般廃棄物処理施設の建設、改修若しくは稼働に伴い生ずる環境の影響、人体への健康被害等に関する簡易な調査
- (2) 廃棄物の不法投棄の監視及び廃棄物若しくは準廃棄物の不適正な処理に関する関係機関等への情報提供
- (3) 環境モニタリングの実施の請求
- (4) 行政権限発動請求
- (5) 廃棄物に起因する自然環境及び生活環境の破壊及び汚染の防止に関する研修会等の実施及びこれに関する県、市町村等に対する施策提言

(認定の取消し)

第 37 条 知事は、県民環境協議会が第 35 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の認定の取消しをしたときは、その旨を公示しなければならない。

(活動計画及び活動実績報告)

第 38 条 県民環境協議会は、規則で定めるところにより、毎年、その活動に関する計画及びその活動の実績を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、その内容を公表するものとする。

(支援)

第 39 条 県は、県民環境協議会に対し、その活動の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第 9 章 長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会

(設置)

第 40 条 廃棄物発生抑制・資源化計画の策定その他廃棄物の発生抑制及び資源化に関する重要事項について調査審議するため、長野県廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 41 条 委員会は、この条例に定めるもののほか、廃棄物の発生抑制及び資源化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第 42 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

(任期)

第 43 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 44 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(特別委員)

第 45 条 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 46 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第 47 条 委員会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に定める部会を置く。

- (1) 第 12 条第 4 項の規定により意見を聴かれた事項 廃棄物処理施設計画協議部会
- (2) 第 27 条第 1 項又は第 4 項の規定により意見を聴かれた事項 環境モニタリング部会

- 2 前項に定めるもののほか、委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。
- 3 部会は、委員及び特別委員のうちから委員長が指名する者 10 人以内をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
- 7 第 44 条第 3 項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第 44 条第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員が」とあるのは「委員又は特別委員が」と、前条第 1 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委員会による意見聴取)

第 48 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、意見を求めることができる。

(意見の陳述等)

第 49 条 委員会は、県民又は県民環境協議会その他の団体から申立てがあったときは、これらの者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 県民又は県民環境協議会その他の団体は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

第 10 章 雑則

(報告の徴収)

第 50 条 知事は、この条例（第 5 章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、事業者、産業

廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。）若しくは産業廃棄物処理施設の設置者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例（第5章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、準廃棄物処理施設の設置者に対し、準廃棄物処理施設の構造又は維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第51条 知事は、この条例（第5章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

- 2 知事は、この条例（第5章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、その職員に、準廃棄物処理施設のある土地又は建物に立ち入り、準廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、準廃棄物を無償で収去させることができる。

- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（書類の提出）

第52条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、規則で定めるところにより、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量
- (3) 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量
- (4) 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量
- (5) 運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (6) 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (7) 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 産業廃棄物処理施設の設置者及び第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の設置者は、規則で定めるところにより、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間におけるこれらの施設の産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第 17 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の設置者は、規則で定めるところにより、その施設の産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 中間処理施設がある事業場及び中間処理を行う施設の所在地
 - (3) 中間処理を行った廃棄物の種類及び量
 - (4) 中間処理を行う施設ごとの中間処理後の残さの量並びにその処分方法及びその処分方法ごとの処分量
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 第 25 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる施設の設置者は、規則で定めるところにより、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間におけるこれらの施設の準廃棄物の処理に関し、当該準廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 施設で処分した準廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた準廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(行政処分の公表)
- 第 53 条 知事は、次に掲げる規定による行政処分を行ったときは、規則で定めるところにより、当該行政処分の相手方の氏名、その理由及び内容その他規則で定める事項を公表するものとする。
- (1) 法第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 2 の 2、第 14 条の 3 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 14 条の 3 の 2 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 15 条の 2 の 6、第 15 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 19 条の 3、第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項又は第 19 条の 10 第 1 項の規定
 - (2) 第 20 条 (第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 29 条第 2 項 (第 29 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 31 条第 3 項又は第 32 条第 3 項の規定
(適用除外)
- 第 54 条 長野市の区域については、第 4 章、第 6 章、第 7 章、第 9 章及び第 50 条から第 52 条までの規定は、適用しない。
- (補則)
- 第 55 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第 11 章 罰則

(罰則)

第 56 条 第 20 条 (第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 24 条第 3 項、第 25 条第 6 項、第 29 条第 2 項 (第 29 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 32 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項 (第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 19 条第 1 項 (第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 25 条第 1 項又は第 31 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 21 条第 1 項 (第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者
- (3) 第 31 条第 3 項の規定による命令に違反した者
- (4) 第 50 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 51 条第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 58 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 59 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 第 22 条、第 23 条第 3 項 (第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 31 条第 4 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 52 条の規定による書類を提出せず、又は虚偽の内容の書類を提出した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 章及び第 34 条の規定 公布の日
- (2) 第 29 条及び第 56 条 (第 29 条第 2 項に係る部分に限る。) の規定 公布の日から起算して 6 月を経過した日
- (3) 第 30 条、第 52 条及び第 59 条第 2 号の規定 公布の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日 (経過措置)

2 第 17 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる施設で、大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、同条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定施設については、第 17 条、第 18 条及び第 24 条の規定は、当分の間、適用しない。

3 この条例の施行の際現に請負契約が締結されている解体工事 (第 31 条第 1 項に規定する解体工事をいう。以下この項において同じ。) 及びその際現に着工されている解体工事については、同条の規定は、適用しない。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員等の給与に関する条例 (昭和 27 年長野県条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 中廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会の委員及び専門委員。

